第1部 制度の概要及び基礎統計 VII 年金保障 49 公的年金制度

[公的年金制度の仕組み]

昭和60年の制度改正により,全国民共通の基礎年金が導入され,厚生年金及び各共済年金はそれに上乗せして報酬比例の年金 を支給する二階建ての年金制度が確立した。平成元年の法律改正によって,自営業者についても,国民年金基金制度が整備さ れ,平成3年4月から実施されている。

公的年金制度一覧

公的年金制度一覧	(平成3年3月末現在)
ム x) 十 皿 の/文 一見	(1,000 1 0,7510,000)

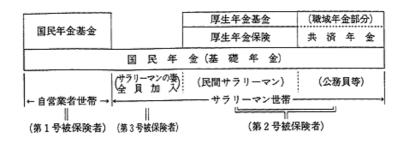
	スロテーエ 耐皮 一見 (1.00 T V)									1 0 77771-70100/									
国			区		分		被	保	険	者	保	険	者	被保険 者数 ①	光齡(退職)年金 受給權者數 ②	成熟度	老齡(退職)年金 平均年金月額	保険料 (平度4年)	支給開始年齢 (平成4年度)
国民年金	第	1		-	呆 険		自	営	菜	者		国		1,758	773万人		3.2万円	(平成4年4月から) 本人 9,700円	65歳
金制度	第	3			呆 隊		サラ	<u> </u>	マン	<u>の妻</u> マン	-			1,196 3,678	427			1	
12	360	合	-5	100 1	* PS		17 /		=	· /	-			6,631	1,199	18.1%			
		6			п		_							0,001	1,155	10.1/0		男子14.5%	男子60歳 女子57歳
	厚	生	年	金	保	険	民サラ	ラ リ		間マン		X		3,100	476	15.4	14.6	安子14.3 坑内貝 船貝 } 16.3	(平成11年まで) (に60歳 坑内員 35歳
	国家	連		合		会	国	家么	公 君	ş J	国家共済	公務 組合連	貝 等 合会	113	50	44.3	18.9	15.2	59歳
被	国家公務員等	В	本	:	鉄	道	旅名の	鉄道	直会 土	社 等員	日本鉱	き 道共る	肾組合	20	34	173.8	17.5	19.09	(平成7年まで)
被用者年金制度	等共済組合	B	本	電イ	音 電	話	日本式会	電化	言電	話 株員	日本共	電信済 組	電話合	28	11	40.1	19.2	14.02	自衛官 57歳 (平成7年まで)
金制	組合	Ħ	本た	ぱ	۵ ۾	舵 業	日本		ぱこ 土の	産業 社員	日本	斉組	ば こ	2	3	104.1	17.6	17.07	トレート 日本鉄道
皮	地	方台	公務	員 共	済	組合	地	方 么			地方共	公 組	務員合	329	104	31.8	20.5	14.08	日本鉄道 日本たばこ産業 60歳
	私:	立学	校教	職員	共済	組合	私立	学校	の教	職員	私立生	学校教 済 組	職員合	37	3	7.8	18.0	11.8	警察官等 57歳
	農材	休漁	業団体	k 戦 圓	共済	組合	農 ti	多等	の I	敞員	農林流共	入業団な 済 組	本職員 合	50	11	22.5	14.6	16.3	(平成11年まで) に60歳
		合			2	t T		_	_					3,678	692	18.8			

- 1. 国民年金には他に老齢福祉年金があり、その受給者数は96万人である。
 - 2. 第2号被保険者の老齢(退職)年金受給権者数は、被用者年金の65歳以上の老齢(退職)

- 4. 共済組合の支給開始年齢は、平成4年7月1日以降のものである。 ただし、警察官等については、平成4年4月1日以降のものである。

年金制度の体系図

年金制度の体系図



第1部 制度の概要及び基礎統計 VIII 年金保障 50 公的年金の現況

[被保険者数]

平成2年度末における公的年金制度の加入者数は,厚生年金,国民年金,共済組合をあわせて6,631万人であ り,平成元年度末に比べ63万人の増加である。

[受給権者の増加]

制度別の受給権者数も,平成2年度末で国民年金(旧法)が928万人,基礎年金で208万人,厚生年金で1,052万 人と増加している。特に老齢基礎年金,老齢厚生年金が着実に増加しており,受給権者全体に占める割合も 高くなっている。

[年金総額]

年金総額は,平成2年度末で,国民年金が4兆3,370億円,厚生年金で11兆830億円であり,どちらの制度におい ても老齢年金総額の占める割合が高くなってきている。

[保険料率]

厚生年金においては,給付水準・受給権者数の増加に対応し引き上げられ,平成3年1月から14.5%(一般男 子)とすることとなった。

保険料率の年次推移

保険料率の年次推移 国家公務員等共済組合連合会 原 体 **SE** 昭和50年 7.44% 7.6% 9 51 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 8.24 (54年10月) 10.6 11.392 (59年12月) 12.24 (60年5月) 12.26 (61年4月) 12.4 15.2 (元年10月) 平成元 14.3

昭和60年以前の国家公務員等共済組合の保険料率は、標準報酬に対しての保険料率に換算し

てある (換算率は1/1.25)。

公的年金加入者数の年次推移

公的年金加入者数の年次推移

(単位:千人)

年	次	総	数	国民年金 第 1 号 被保険者		国民年金 第 3 号 被保険者	厚生年金	共済組合
昭和5)年度	55	, 456	2	5,88	34	23,893	5,678
5 5 5 5	55 59,045 56 59,044 57 58,706 58 58,288 59 58,249 60 58,239		,044 ,706 ,288 ,249	27,596 27,111 26,461 25,727 25,339 25,091		25,445 25,896 26,223 26,549 26,932 27,234	6,006 6,037 6,022 6,012 5,978 5,914	
6 6 6 平成元 2	2	64 64 65	,317 ,105 ,929 ,678	19,292 18,727	19,514 10,929 19,292 11,299 18,727 11,615 18,155 11,788		26,994 27,676 28,769 29,921 30,997	5,880 5,840 5,817 5,814 5,781

(注) 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。 資料:平成元年度以前は社会保険庁「事業年報」 平成2年度は社会保険庁調べ

受給権者数の年次推移

受給権者数の年次推移

(単位:千人)

年 次	国民年金 (旧法)	基礎年金	厚生年金
昭和50年度	3,119	_	2,449
55	6,256	_	4,773
56	6,778	-	5,255
57	7,304	_	5,745
58	7,831	-	6,256
59	8,316	-	6,797
60	8,837	-	7,384
61	9,064	891	8,003
62	9,148	1,210	8,642
63	9,196	1,497	9,279
平成元	9,236	1,805	9,919
2	9,278	2,084	10,519

資料:平成元年度以前は社会保険庁「事業年報」 平成2年度は社会保険庁調べ

年金総額の推移

年金総額の推移

(単位:10億円)

	,	
年 次	国民年金	厚生年金
昭和50年度	566	1,149
55 56 57 58 59 60	1,678 1,948 2,172 2,319 2,505 2,748	3,758 4,403 4,995 5,467 6,075 6,858
61 62 63 平成元 2	3,487 3,653 3,783 4,097 4,337	7,906 8,583 9,205 10,225 11,083

資料: 平成元年度以前は社会保険庁「事 業年報」 平成2年度は社会保険庁 調べ

第1部 制度の概要及び基礎統計 VII 年金保障

51 年金制度の国際比較

[先進諸国と同レベルの給付水準]

我が国の厚生年金にあたる年金の給付レベルを比較すると、下表のように他の先進諸国と同水準か、やや上回る水準となって いる。また、(老齢年金/平均賃金)でみても,同様に遜色ない水準である。

一方,負担面を比較すると,我が国の保険料率(11.2%,総報酬換算)は,ドイツ(18.7%)やイギリス(6.6~19.4%),アメリカ(12.4%) に比べかなり下回っている。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

	-1 TE HE AT AN ENGINEERS				
国 名	ドイツ	. スウェーデン	イギリス	アメリカ	日 本
制 度 名	労働者年金・職員年金	国 民 年 金	国 民 保 険	老齡遺族障害保険	厚生年金保険
対 象 者	労働者 (ブルーカラー) 職 員 (ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者自営業者等	一般被用者
支 給 陽 始 年 齢 (1 9 9 1 年度)	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	65歳	男子60歳 女子57歳 (平成11年までに60歳へ引上げ)
老 齡(退職) 年 金 額 (月額)	〈1990年7月〉 労働者年金・戦員年金の平均 1,140.8マルク(102,227円) 労働者年金 973.8マルク(87,262円) 戦員年金 (1,395.6マルク(125,149円)	(1990年1月) 基礎年金 単身 2,376.0クローネ(58,117円) 夫婦 3,885.8クローネ(95,047円) (1989年12月) 付加年金(全受給者平均) 3,675.9クローネ(78,664円)	(1989年3月) 基礎年金(全受給者平均) 単身 170.4ポンド(38,546円) 夫婦 287.7ポンド(65,081円) 付加年金(全受給者平均) 46.7ポンド(10,564円)	〈1990年3月〉 全受給者平均 単身 588.0ドル(82,241円) 夫婦 861.2ドル(124,693円)	〈1991年3月〉 全受給権者平均 145,557円
平均賃金月額 (製造業1989年)	3,311.5マルク (242,995円)	13,266.2クローネ (283,897円)	836.6ポンド(1988年) (190,994円)	1,868.8ドル (257,825円)	352,020円 (1990年)
老齡年金/平均貧金	34.5%	57.0%(基礎年金+付加年金)	40.0%(基礎年金+付加年金)	46.1%	41.3%
保 険 料 率 (1991年度)	187.0/1,000 (労使折半)	基礎年金 74.5/1,000 付加年金 130.0/1,000 全額事業主負担 自営業者は本人負担	20/1,000~90/1,000 (本人) 46/1,000~104/1,000(事業主) (累遺保険料) (注3)	124.0/1,000 (労使折半)	男子145/1,000(標準報順ベース) (労使折半) (ボーナスを含めた総報顧で 換算すると112/1,000)
国庫負担	提出金で不足する費用を負担 (1989年給付費の約17%)	拠出金で不足する費用を負担 (1989年基礎年金給付費の約12%)	な (1989年)	なし	基礎年金給付費の1/3

- (注) 1. 各国の資金は ILO"Yearbook of Labour Statistics"による推計。

 - 日本は「毎月勤労統計課金」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値。 2. 挟算レートは IMF"International Financial Statistics"による。 3. イギリスの保険料率は、失業給付、業務災害給付、出産給付等を含む国民保険制度全体に対
 - する料率である。 4. ドイツは、旧西ドイツの統計による。

第1部 制度の概要及び基礎統計 Ⅶ 年金保障 52 企業年金

[役割高まる企業年金]

企業年金は,公的年金が老後生活の基本的な部分を保障するのに加えて,老後の多様なニーズに応え,より豊かな老後生活を送るための手段として,その役割がますます高まってきている。

[各企業年金の概要]

厚生年金基金

- ・厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人
- ・厚生年金の給付の一部を代行,加えて基金独自の終身にわたる上乗せ給付
- ・加入者数(984万人)

適格退職年金

- ・実施主体は企業
- ・税制上の一定条件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について,年金の掛金・積立金に税制上の措置を講ずる制度
- ・加入者数(937万人)

石炭鉱業年金基金

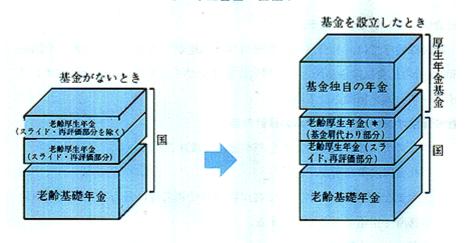
- ・炭鉱で働く人のための上積み年金
- ・厚生年金とは全く独立,老齢厚生年金の上乗せ給付
- ・加入者数(1万人)

[厚生年金基金の仕組み]

厚生年金基金の加入員は,基金が代行している老齢年金給付に相当する保険料を政府に納めないで,その保険料を含む掛金を基金に払い込むことになる。基金は,将来支払うこととなる老齢年金給付をあらかじめ見込み,毎年度納入する掛金が将来にわたり一定で済むように掛金を積み立て,財政運営を行っている。

厚生年金基金の仕組み

厚生年金基金の仕組み



(注)(*)これに必要な構金については国への納付は免除されている。

厚生年金基金の基金数,加入員数,積立金の遷移

厚生年金基金の基金数、加入員数、積立金の推移

(各年度來現在)

				(11 1 (20)14-2014-2
4	- 次	基 金 数	加入員数(千人)	積立金 (億円)
昭	和41年度	142	500	17
	50	929	5,340	14,378
	55	991	5,964	49,227
	60	1,091	7,058	123,481
sp.	成元	1,358	9,034	224,878
	2	1,474	9,845	255,802

〈参考〉 適格退職年金(平成2年度末)

契約件数……… 86,648 (件) 加入者数……… 9,374 (千人)

積 立 金……130,269 (億円)

资料:厚生省年金局調べ

第1部 制度の概要及び基礎統計 VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

[社会保険オンラインシステム]

社会保険庁では,社会保険の事務処理を迅速かつ適確に行うため,全国約300か所の社会保険事務所と社会保険庁をオンラインで結ぶ,社会保険オンラインシステムを稼働させている。

[社会保険オンラインシステムの設計内容]

このシステムは,次の考え方を基本として設計されている。

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(1) 社会保険事務所が中心

主要な業務は,原則として被保険者や受給者等に最も身近な社会保険事務所で完結できるようにする。

厚生白書	(平成3	年版)
------	------	-----

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(2) 記録の集中管理

記録の分断,記録移管事務の輻そうを避け,長期間にわたる正確な管理を行うため,記録は1か所(社会保険業務センター)に集中して管理する。

厚生白書	(平成3	年版)
------	------	-----

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(3) データ保護への配慮

個人や事業所に関する記録の目的外使用や不当開示・加工が行われないようにプライバシー保護,事故防止に十分配慮する。

第1部 制度の概要及び基礎統計

₩ 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(4) 容易なシステム更改

今後の制度改正などに対して柔軟に対応できるようシステム更改が容易に行えるものとする。

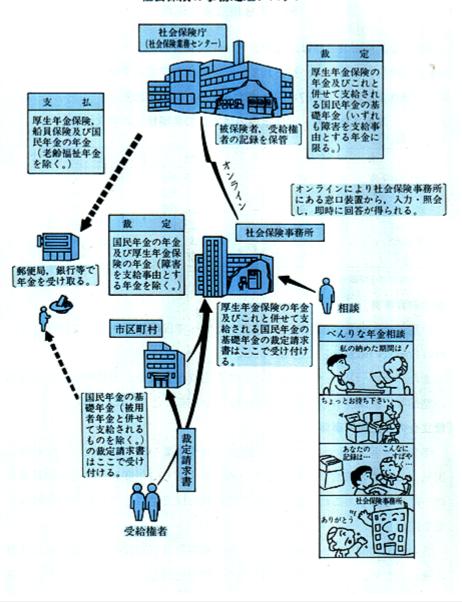
このシステムの導入の結果,社会保険事務所で受け付けた各種届け出の即時処理,被保険者等からの照会に対する即時対応,年金裁定期間の大幅短縮化が可能となっている。

[年金の給付]

年金は,受給権者の請求に基づいて,社会保険事務所及び社会保険庁で被保険者であった期間等を調査・確認し,年金額の決定を行った(裁定)後,支払われる。

社会保険の事務処理システム

社会保険の事務処理システム



第1部 制度の概要及び基礎統計 Ⅶ 年金保障 54 年金積立金の運用

公的年金制度においては,後の世代の保険料負担の急激な増大を緩和するため年金保険料の積み立てが行われており,平成3年度末で厚生年金保険・国民年金の積立金総額は,約87兆円に達するものと見込まれる。

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移

(単位:億円)

年	次	厚生年金保険	国民生	平 金	合	計
昭和60年	手度	507,828	25,93	9	533,76	67
61		552,813	21,91	2	574,72	26
62		599,638	26,19	7	625,83	35
63		656,126	29,40	9	685,53	35
平成元		702,175	32,21	.6	734,39	91
2		768,605	36,31	7	804,92	22

資料:厚生省年金局調べ

[還元融資事業]

厚生年金保険及び国民年金の積立金はすべて国の資金運用部に預託され,財政投融資の原資として運用される。

また,その一部は,還元融資として住宅資金貸付や,大規模年金保養基地の整備等,被保険者等の福祉向上に役立つ事業に充てられている。

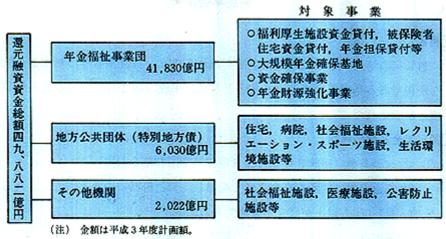
[積立金の自主運用事業]

年金福祉事業団においては,上記還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を図るため,まず昭和61年度から,還元融資資金の一部を運用し,これにより積み立てられた積立金の管理を行う資金確保事業を開始した。

さらに昭和62年度からは,厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化のため,資金運用部の預託金の一部を運用し,これにより生じた収益を国庫(厚生保険特別会計及び国民年金特別会計)に納付する年金財源強化事業を開始しており,運用額は年々増加している。

還元融資の使途

還元融資の使途



年金財源強化事業の仕組み



資金運用事業各年度別運用額の推移

資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位:氷田)

		昭和62年度	63	平成元	2	3	累計
年金財源3		1.0	1.27 0.95	1.53 0.85	1.80	2.05 1.10	7.65 5.00
合	計	1.6	2.22	2.38	2.85	3.15	12.65

(注) 累計は、借入償還金を除く。 資料:厚生省年金局調べ

第1部 制度の概要及び基礎統計 Ⅶ 年金保障 55 国民年金基金

[趣旨]

自営業者等がゆとりある老後生活を送れるよう,自営業者等に対する公的な所得である基礎年金の上乗せ 年金として,平成3年4月に国民年金基金制度が創設された。

[国民年金基金の種類]

- 1) 地域型基金(平成3年5月1日現在全国47基金設立)
 - ・同じ都道府県に住所を有する者で組織し,都道府県につき1つ設立される。
 - ・加入員1,000人以上が設立の条件である。
- 2) 職能型基金(平成3年12月31日現在16基金設立)
 - ・同種の事業又は業務に従事する者で組織し、全国を通じて1つ設立される。
 - ・加入員3,000人以上が設立の条件である。
- 3) 国民年金基金連合会(平成3年5月30日設立)
 - ・途中で基金を脱退した者に対する給付事業などを行う。
 - ・加入員の記録管理など事務の集中管理

[加入員]

国民年金の第1号被保険者が基金の加入資格を有する。ただし,国民年金の保険料の納付を免除されている者と農業者年金基金の加入者は加入できない。

[地域型差金の給付と掛金]

1) 給付は,基本給付,ボーナス給付及び各基金独自の給付で構成する。

厚生白書(平成3年版)

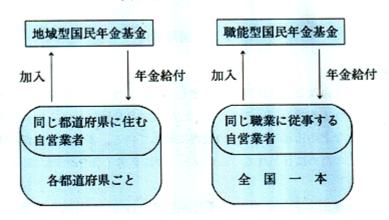
2) 掛金は月額68,000円を上限とする。ただし,中高齢で基金に加入した者などについては,特例として,一定の期間掛金の上限を102,000円とする。

「税制上の措置]

- 1) 掛金は全額社会保険料控除の対象となる。
- 2) 基金から支給される給付は公的年金等控除の対象となる。

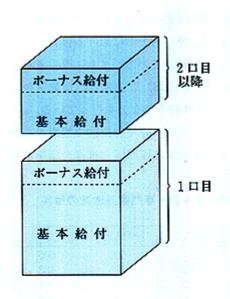
国民年金基金の仕組み

国民年金基金の仕組み



基金の年金給付

基金の年金給付



国民年金基金の年金給付は、口数 制になっており、加入する者が各々 の生活設計に応じて年金額と給付の 型を選択することになっている。

- ・1 口目…基本給付は、年金月額3 万円 (加入時の年齢が46歳以上の 者は年齢により年金額が異なる)。
- ・2 口目以降(1 口目の上にさらに 上乗せして給付を受けることを希 望する者が加入する給付)…基本 給付は、年金月額1万円(加入時 の年齢が55歳以上の者は年齢によ り年金額が異なる)。
- ・年1回ボーナス給付が行われる年 金給付の型もある。
- ・各基金独自の給付が加わることが 予定されている。